

春日井市審議会等委員への女性の登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等委員への女性の登用を促進し、政策・方針等の立案及び決定過程への女性の参画を拡大することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、春日井市附属機関等の設置に関する指針（平成27年4月1日施行）第2条に規定する附属機関及び懇話会をいう。

(目標)

第3条 市は、令和8年度までにすべての審議会等における委員に占める女性委員の割合を40パーセント以上とし、最終的には男女比率の均衡が図られることを目標とする。

(選任事務)

第4条 審議会等を主管する課等の長（以下「主管課長」という。）は、審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、積極的な取組に努めるものとする。

(事前協議等)

第5条 主管課長は、審議会等の委員の選任に当たっては、審議会等委員への女性登用に関する事前協議書（別記様式）により、市民生活部男女共同参画課長（以下「男女共同参画課長」という。）と事前協議を行うものとする。

2 主管課長は、審議会等の委員を決定したときは、男女共同参画課に当該審議会等の委員の名簿を提出するものとする。

(報告)

第6条 市民生活部長は、審議会等委員への女性の登用状況について、春日井市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）に報告する。

2 推進会議は、前項の報告を踏まえ、第3条の目標達成のために必要な対策に

ついて検討するものとする。

- 3 男女共同参画課長は、審議会等委員への女性の人材の情報収集に努め、主管課長に対し、人材情報の提供、その他必要な協力を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

審議会等委員への女性登用に関する事前協議書

年 月 日

男女共同参画課長 様

課長

春日井市審議会等委員への女性の登用促進要綱第5条の規定により、審議会等委員の選任に係る事前協議を行います。

審議会等の名称							
設置根拠法令等 (法律・条例・要綱等)							
今回改選年月日	年 月 日 (任期 年)						
委員の構成等		選任予定の委員			現在の委員		
		総数	うち 女性数	女性割合 (%)	総数	うち 女性数	女性割合 (%)
	団体推薦						
	団体職指定						
	学識経験						
	市民公募						
	行政関係						
	その他						
	合計						
女性委員を40% 以上登用できな い理由							
※ 協議結果							

注1 設置根拠法令、要綱等を添付してください。

注2 ※欄には記入しないでください。